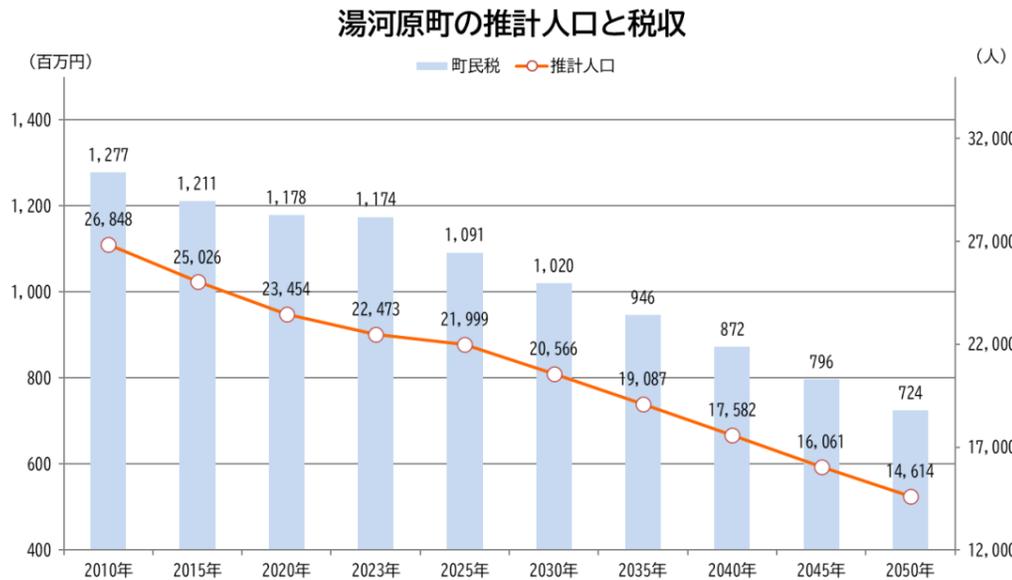


宿泊税導入検討について

1 宿泊税導入検討経緯について

人口戦略会議において町が消滅可能性自治体に挙げられるなど、少子高齢化の進展に伴う急激な人口減少や地域の経済産業活動の縮小に伴い、町税収入の減少が懸念される中、交流人口を拡大させ、湯河原町の地域経済の活性化に大きく貢献する観光振興に関する重要性が高まっており、観光施策を継続的に実施していくための安定的な財源の確保について、検討を行うに至った。



2 財源の検討について

地方自治体の自主財源として、税・分担金・負担金・使用料・手数料・寄付金等が考えられるが、規模、安定性、継続性の観点から、新たな財源としては、新税の導入が適当な手段である。

その上で、観光振興といった特定の目的を実現するための財源となることから、地方税の中でも自治体が独自に設けることができ、受益に応じた負担を求める関係が明確である「法定外目的税」が適しており、町民に負担を求めない新たな税制度としては、課税対象としての観光行動のうち、把握の容易性や行政コストが低い「宿泊税」が最も適している。

種類		安定性・継続性・受益負担など
地方税	法定外普通税	<ul style="list-style-type: none"> 安定的、継続的な確保が可能 目的税に比べ、受益と負担の関連性が低い 収納した税は一般財源に充当されるため、目的税に比べ、特定の財政需要を満たすことが難しい
	法定外目的税	<ul style="list-style-type: none"> 安定的、継続的な確保が可能 受益と負担の関連性が明確である 必要な財政需要の規模に応じて、財源確保のための制度設計が可能となる
	超過課税	<ul style="list-style-type: none"> 安定的、継続的な確保が可能 当町では入湯税が候補となる

3 入湯税（超過課税）と宿泊税の比較について

(1) 入湯税（超過課税）

入湯税は鉱泉浴場の入湯行為に対してかかる税金で、地方税法第701条の規定により、町の環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等の整備や観光振興に要する費用に充てられる目的税。さらなる財源を確保するには、超過課税（入湯税値上げ）を検討することとなる。

(2) 宿泊税

宿泊税は旅館業法に規定する旅館等への宿泊に対してかける法定外目的税。地方税法第731条に基づき、条例で定める特定の費用に充てるもの。近年、各自治体において観光振興の財源とすべく、検討・導入が進んでいる。

(3) 入湯税（超過課税）と宿泊税の比較

	事業者	観光客・町民	行政
入湯税 (超過課税)	<ul style="list-style-type: none"> 既存の徴収方法に変更がないため、比較的導入に対応しやすい 使途が観光振興以外にも充てられることから、宿泊税に比べ、事業者として直接的なメリットが少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 使途が観光振興以外にも充てられることから、宿泊税に比べ、観光客にとって観光施策の恩恵が少なくなる 入湯税の課税対象には町民も含まれる 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の徴収方法から変更がないため、徴税コストが低い 課税対象者が入湯者に限られているため、税収の規模の確保が難しい
宿泊税	<ul style="list-style-type: none"> より充実した観光施策により、集客数増が見込まれる 新たな税への対応に負担が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> 受益者負担の関係性が明確 町民でも宿泊時には課税されるが、入湯税と比較し、その機会の少なさから町民負担が少ないと言える 	<ul style="list-style-type: none"> 観光需要に対応するための安定的な財源が確保できる 新たな税を導入するため、事務コストが嵩む
関係者からの事前ヒアリング	<p>【入湯税（超過課税）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関東圏は入湯税150円が標準。他の地域が値上げしていない中の値上げは悪目立ちしてしまう 入湯税の値上げはお客様への心象がよくない 入湯税が観光施策以外の財源になっているという印象があるので、少し抵抗がある <p>【宿泊税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱海市でも導入するならば、町でも検討に値するのでは 目的税として観光施策に充当し、観光施策への還元を望む 宿泊施設やお客様に影響が少ない方法を検討してほしい 		

4 (仮称) 宿泊税導入検討委員会設置について

宿泊税導入の検討に当たっては、次の項目において客観的かつ幅広い視点から議論を行うため、民間の有識者を交えた検討委員会を設置し、検討を進めていく。

- (1) 宿泊税を含めた、新たな財源確保に関すること
- (2) 宿泊税の制度内容の検討に関すること
- (3) 宿泊税の充当事業などの整理に関すること
- (4) 事業者等への影響調査・対応に関すること
- (5) 関係機関の情報収集に関すること

参考資料 1

1 入湯税導入団体の状況

(1) 入湯税超過課税団体一覧 (12 団体)

入湯税の標準税額は、地方税法第 701 条の 2 により、150 円となっている。
 入湯税課税 992 団体のうち、超過課税を実施している団体は下記 12 団体のみ。
 なお、関東圏において、入湯税超過課税を実施している団体は存在しない。

市区町村名	宿泊		日帰り
釧路市 (北海道)	国際観光ホテル 250円	一般 150円	90円
登別市 (北海道)	一般 300円	ユースホステル 100円	50円
伊達市 (北海道)	一部施設※1 300円	一般 150円	50円
上川町 (北海道)	国際観光ホテル 250円	一般 150円	150円
壮瞥町 (北海道)	一般 300円	ユースホステル 100円	100円
桑名市 (三重県)	①ホテル、旅館 210円	②国民宿舎、寮、保養所150円	①210円
	③その他 60円		②150円
			③60円
長門市 (山口県)	一般 150円	景観形成重点地区 300円	300円
東川町 (北海道)	250円		150円
洞爺湖町 (北海道)	300円		100円
箕面市 (大阪府)	200円		75円
美作市 (岡山県)	200円		200円
別府市 (大分県)	1,500円以上 2,000円以下	50円	40円
	2,001円以上 4,500円以下	100円	
	4,501円以上 6,000円以下	150円	
	6,001円以上50,000円以下	250円	
	50,001円以上	500円	

※1 宿泊料金が 6,000 円を超え、総客室が 20 室を超える施設

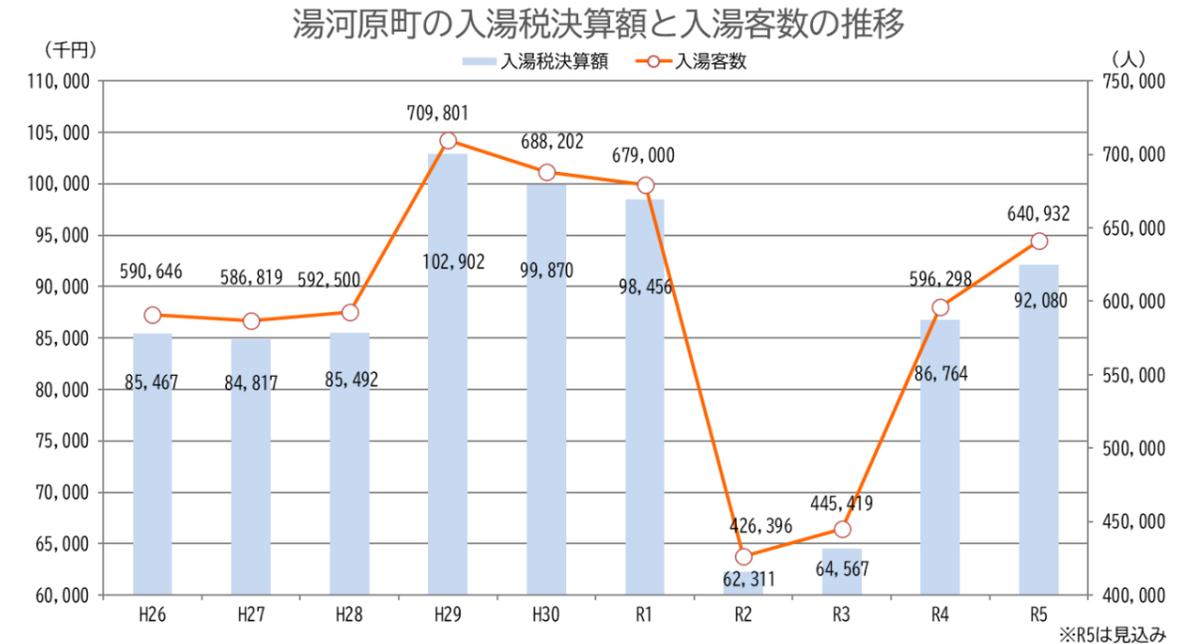
(2) 神奈川県内入湯税課税団体一覧 (21 団体)

県内市町村 33 団体中、21 団体において入湯税を課税している。

団体数	宿泊	日帰り	市町村名
4	150 円	100 円	湯河原町、箱根町、小田原市、茅ヶ崎市
2	150 円	80 円	大井町、山北町
12	150 円		大磯町、南足柄市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市
2	100 円		横浜市、座間市
1	80 円		平塚市

※参考 熱海市は宿泊・日帰り共に 150 円

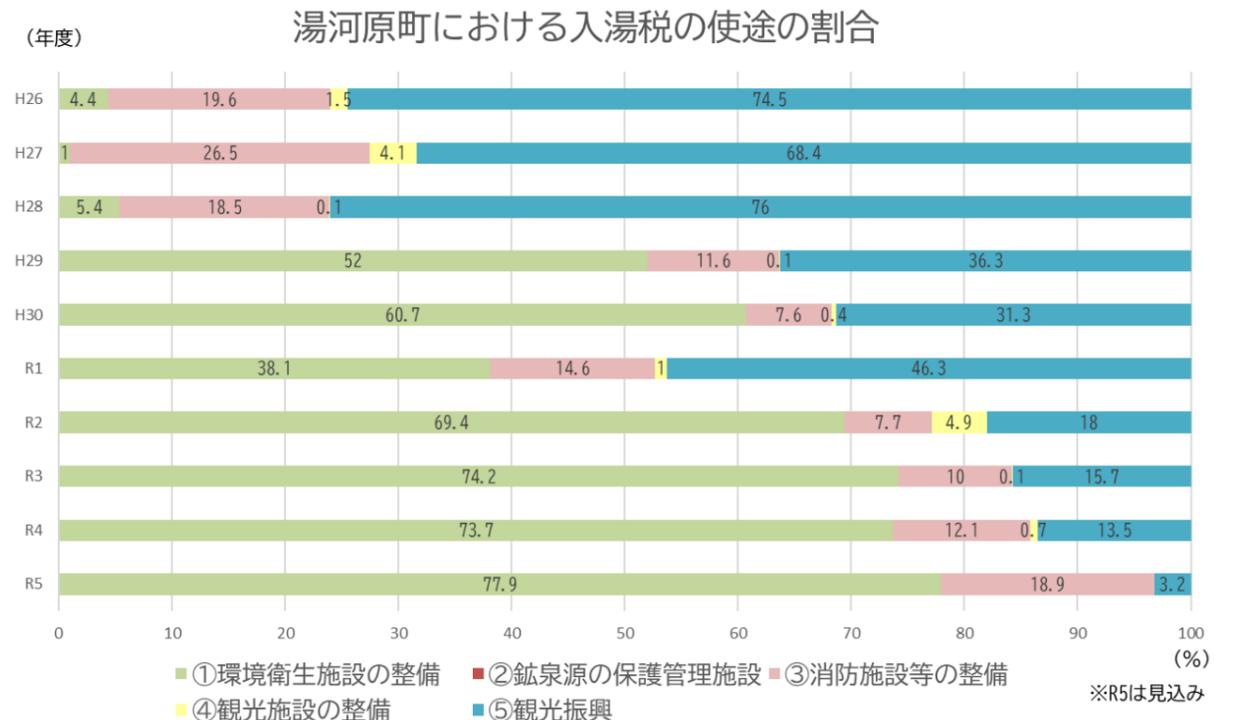
2 湯河原町の入湯税決算額と入湯客数の推移



3 入湯税の用途について

入湯税の充当項目の分類は、地方税法第 701 条の規定により次のとおり

- ①環境衛生施設の整備：主に美化センター
- ②鉱泉源の保護管理施設：充当実績無し
- ③消防施設等の整備：主に救急車、指令センター
- ④観光施設の整備：主に施設修繕
- ⑤観光振興：主にイベント



参考資料2

1 宿泊税導入団体の状況について

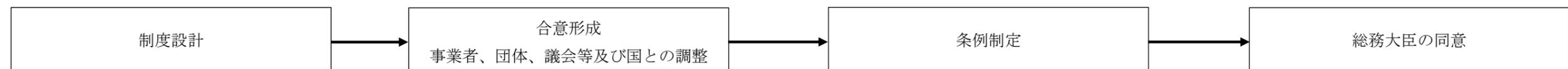
※3 都府県5市1町で導入（令和5年4月現在）

課税団体	都道府県			市町村					
	東京都	大阪府	福岡県	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
導入時期	2002年 10月	2017年 1月	2020年 4月	2018年 10月	2019年 4月	2019年 11月	2020年 4月	2020年 4月	2023年 4月
対象施設	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	長崎市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為
	旅館業法の許可を受けたホテル、旅館	旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所	旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所	旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所	旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所	旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所	旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所	旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所	旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所
納税義務者	上記施設への宿泊者	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
課税標準	上記施設への宿泊数	同左	同左	同左	同左	上記施設への1人、1部屋または1棟の宿泊料金	上記施設への宿泊数	同左	同左
税率（税額）	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊につき	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	上記課税標準の2%	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊につき ※うち県税50円	1人1泊について、宿泊料金が
免税点	1万円	7千円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
～7千円未満	非課税	非課税	200円	200円	200円	※5千円の場合 100円	200円	200円	100円
7千円～1万円未満	非課税	100円	200円	200円	200円	※7千円の場合 140円	200円	200円	100円
1万円～1.5万円未満	100円	100円	200円	200円	200円	※1万円の場合 200円	200円	200円	200円
1.5万円～2万円未満	200円	200円	200円	200円	200円	※1万5千円の場合 300円	200円	200円	200円
2万円～5万円未満	200円	300円	200円	500円	500円	※2万円の場合 400円	500円	200円	500円
5万円～	200円	300円	200円	1,000円	500円	※5万円の場合 1,000円	500円	200円	500円
課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	同左	同左	同左 ※1	同左	同左 ※1※2	同左	同左	同左※1※2
特別徴収交付金	①納付された金額の2.5%（導入から5年間は特例措置として+0.5%） 【交付上限額】 100万円	①すべて納期内完納している時 納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していない時 納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う増額更正等を受けた時 納期内完納額の1.0%（導入から5年間は特例措置として+0.5%）	①納期限納入額の2.5%（導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算）	①納期限納入額の2.5%（導入から5年間は特例措置として+0.5%） 【交付上限額】 200万円	①納期限納入額の2.5%（導入から5年間は特例措置として+0.5%） ※令和5年度までは上記に申告納入月1月につき1,000円を加算 【交付上限額】 前期、後期それぞれ50万円	①すべて納期内完納している時 納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していない時 納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う増額更正等を受けた時 納期内完納額の1.0%（導入から5年間は特例措置として+0.5%）	①納期限納入額の2.5%（導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算）	①納期限納入額の2.5%（導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算）	①納期限納入額の2.5%（導入から5年間は特例措置として+0.5%） 【交付上限額】 50万円
補助金	※3								

※1 修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童・生徒・引率者等 ※2 宿泊を伴うスポーツ大会等に参加する児童・生徒・引率者等
 ※3 システム整備費補助金（既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築などを対象）補助率 1/2（上限 50 万円）、千円未満切捨て

2 宿泊税導入の手続き

関係機関や国と調整を行い、条例上程。その後、地方税法第731条第2項に規定される総務大臣同意を得る。



（総務大臣の同意） ※地方税法抜粋

第七百三十三条 総務大臣は、第七百三十一条第二項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。